陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書
（買受申出人（**個人**）本人用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

私は、暴力団員等ではありません。

私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□　自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（個人）		
本人	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	㊞
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書
（買受申出人（**法人**）代表者用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□　自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（法人）		
代表者	法人の所在地	〒　－
	法人の名称	
	代表者氏名	㊞
	役員	別紙「買受申出人（法人）の役員に関する事項」のとおり

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

（別紙）
※該当する□にチェックを入れてください

買受申出人（法人）の役員に関する事項

1 □代表者	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日
2	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日
3	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日
4	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日

注　意

1　買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
2　役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
3　役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
4　役員が５人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
5　**提出後の本書面の訂正や追完はできません。**

令和　8年（ケ）第　　２６４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１９日
大阪地方裁判所第１４民事部
裁判所書記官　高　崎　幸　次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　８日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１５日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２１日　午前　９時３０分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午前１０時００分 大阪地方裁判所第１４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによります。 （１）当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り，買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため，令和　８年１１月１９日午前９時から入札期間最終日午後４時３０分まで物件明細書，現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階物件明細閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	12,150,000 9,720,000		2,430,000	51,394	11,646
備考					

令和　8年（ケ）第　　２６４号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　大阪市旭区高殿六丁目６１番地５

建物の名称　　ファステート大阪ＥＡＳＴパーレス

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　高殿六丁目６１番５の６０２

建物の名称　　６０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　６階部分　１９．３５平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　大阪市旭区高殿六丁目６１番５

地　　目　　宅地

地　　積　　４４２．７３平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１３１４８０分の２１２８

令和　8年（ケ）第　　264号

物　件　明　細　書

令和　8年10月　7日
大阪地方裁判所第14民事部
裁判所書記官　高　崎　幸　次

1　不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要

なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

賃借権

範　囲　　全部
賃借人　　A
期　限　　令和10年9月23日
賃　料　　月額5万7250円
敷　金　　なし

上記賃借権は最先の賃借権である。期限後の更新は買受人に対抗できる。

4　物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5　その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ケ）第　　２６４号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　大阪市旭区高殿六丁目６１番地５

建物の名称　　ファステート大阪ＥＡＳＴパーレス

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　高殿六丁目６１番５の６０２

建物の名称　　６０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　６階部分　１９．３５平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　大阪市旭区高殿六丁目６１番５

地　　目　　宅地

地　　積　　４４２．７３平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１３１４８０分の２１２８

令和８年(ケ)第２６４号
令和８年７月３１日受理
令和　年　月　日提出
8.9.17

現況調査報告書

大阪地方裁判所
執行官　平　島　武　彦

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　２６４号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　大阪市旭区高殿六丁目６１番地５

建物の名称　　ファステート大阪ＥＡＳＴパーレス

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　高殿六丁目６１番５の６０２

建物の名称　　６０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　６階部分　１９．３５平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　大阪市旭区高殿六丁目６１番５

地　　目　　宅地

地　　積　　４４２．７３平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１３１４８０分の２１２８

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	大阪市旭区高殿６丁目１５－１７－６０２　ファステート大阪ＥＡＳＴパーレス
建物	物件１
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	□建物所有者　■その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ■「占有者及び占有権原」のとおり
管理費等の状況	■次のとおり 管　理　費　5,170円 修繕積立金　1,280円 令和8年8月7日現在 □滞納はない ■滞納がある　R8年4月分～R8年8月分 計32,250円 □不明
管理費等照会先	株式会社ゴールドファステート
その他の事項	「その他の事項」のとおり
敷地権	符号１
現況地目	■宅地（符号１）　□公衆用道路（符号　　）　□　　（符号　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
敷地権の種類	■所有権（符号１）　□地上権（符号　　）　□賃借権（符号　　） □　　（符号　　）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
敷地権以外の土地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１関係）

占有範囲	■全部 □
占有者	□債務者 ■A
占有状況	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □

■関係人（■A（占有者） ■株式会社ゴールドファステート（賃貸管理会社））の陳述／■提示文書（賃貸借契約書）の要旨

占有権原		■賃借権 □使用借権 □
占有開始時期		令和４年９月２４日
最初の契約等	契約日	令和４年９月３日
	期間	令和４年９月２４日から ■令和６年９月２３日まで ２年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 ■自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	令和６年９月２４日から ■令和８年９月２３日まで ２年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 □その他の者（ ）
	借主	■占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎月 金57,250円（毎月末日限り 翌月分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		■ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		管理費等月額6,450円

執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1　表札等の表示

⑴　表札の表示　　表示なし

⑵　集合郵便受けの表示　表示なし

2　敷地権の目的である土地（本件敷地）の現況について

⑴　本件敷地の形状は、概ね建物図面（各階平面図）のとおりである。

⑵　本件敷地は、マンション「ファステート大阪ＥＡＳＴパーレス」及びその付帯施設等の敷地となっている。

⑶　本件敷地には駐車場が３台分存在する。

⑷　本件敷地は、建築基準法上の道路に接面している。

⑸　本件敷地上に電柱及び自動販売機が存在する。

3　目的建物の現況について

⑴　形状は、概ね間取略図のとおりである。

⑵　目的建物は、概ね経年相当の劣化、損耗が認められる。

⑶　目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が存在する。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
京橋市税事務所固定資産税課職員	課税床面積は、共用部分の面積を持分割合で案分したものを含むため、公簿面積より大きくなっています。
A （賃借人）	1　目的建物には私が住んでいます。 2　目的建物には修繕を要するような大きな不具合はないと思います。 3　私の仕事の関係上、立入調査は土曜日にしてください。
株式会社ゴールドファステート担当者 （賃貸管理会社）	1　目的建物は、当初、マンションを建築した株式会社プレサンスコーポレーションがAに賃貸した後、目的建物を購入した債務者兼所有者に賃貸人の地位を譲渡したものです。 2　当社は、一貫して目的建物に関する賃貸管理を行っているものです。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 7月31日 12：05－12：10	中之島図書館	物件確認
8年 7月31日 12：20－12：25	大阪市役所	道路関係調査
8年 7月31日 13：00－13：15	大阪法務局北出張所	公図等調査
8年 7月31日 13：45－13：55	京橋市税事務所	課税関係調査
8年 7月31日 14：45－15：00	物件所在地	物件及び占有確認（不在）、照会書投函
8年 8月 3日	執行官室	照会書送付（管理会社）
8年 8月 3日	執行官室	照会書送付（債務者兼所有者）
8年 8月 7日	執行官室	照会書送付（賃貸管理会社）
8年 8月 8日 14：45－15：00	物件所在地	占有確認（不在）、照会書投函
8年 8月20日	執行官室	照会書送付（関西電力送配電）
8年 8月22日 14：50－15：00	物件所在地	在宅要請（不在）、通知書投函
8年 9月 5日 9：15－9：30	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、賃借人Ａと面談

（特記事項）

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

公用

登記年月日：令和4年8月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（大阪法務局管轄）

令和8年7月31日

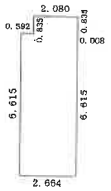
大阪法務局北出張所

登記官

（7枚目）

各階平面図

A4判に縮小
（○写真撮影禁止・方向）



求積表

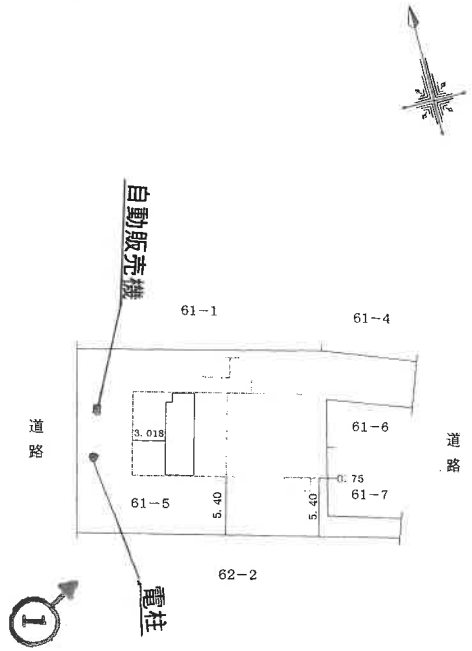
2.080	×	0.835	=	1.736800
2.664	×	6.615	=	17.622360
		計		19.359160

床面積　19.35　㎡

作成者　[redacted]　年　8月12日作成）　縮尺　1/250

建物図面
各階平面図

家屋番号	高殿六丁目61番5の602
建物の所在	大阪市旭区高殿六丁目61番地5



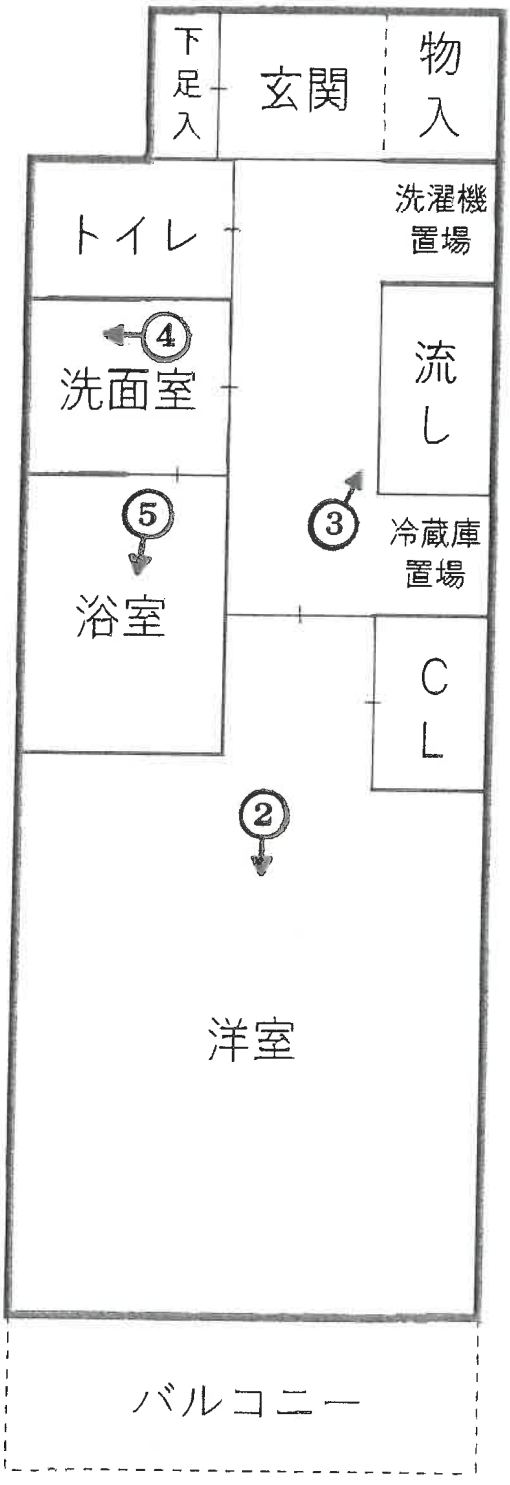
建物の存する部分　6階

申請人　[redacted]　縮尺　1/500

請求番号：42-4

R8ケ264

間取略図



(←○写真撮影場所・方向)



①

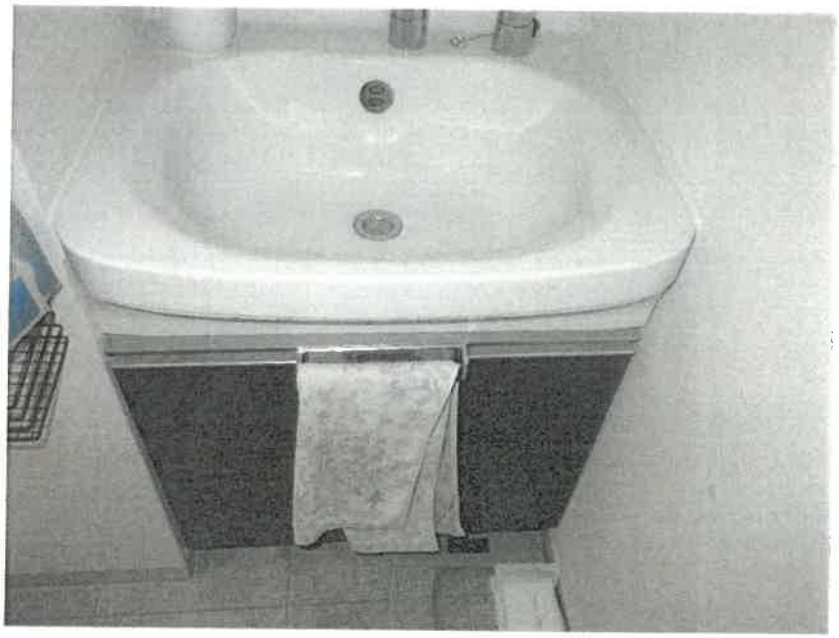
目的建物が所在する一棟の建物



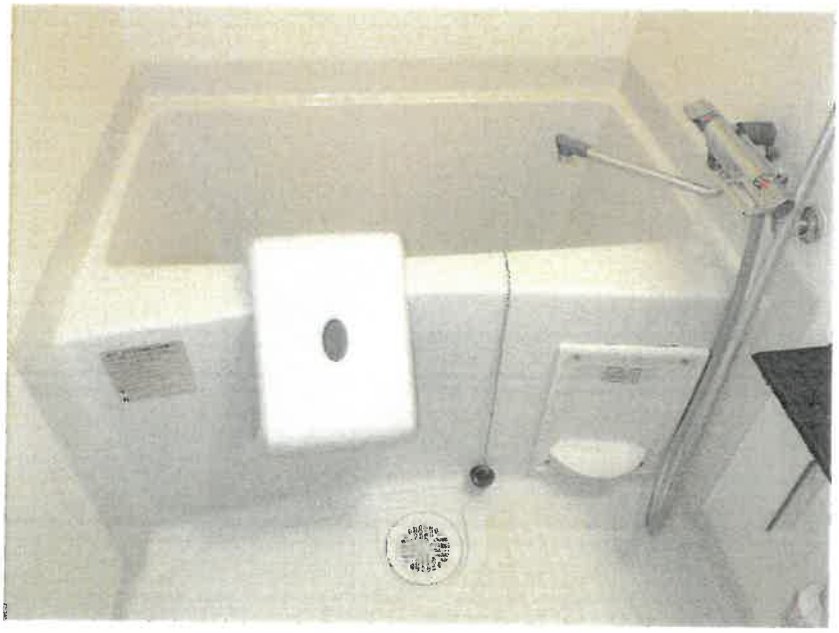
②



③



④



⑤

令和８年　（ケ）　第　264　号
令和８年９月５日　現地調査
令和８年９月16日　評　　価

大阪地方裁判所　第１４民事部　御中

評　　価　　書

（敷地権（所有権）付マンション）

評価人　不動産鑑定士

髙橋　洋子

第１　評価額

物件番号	評　価　額
物件１	金 12,150,000円

第２　評価の条件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法５８条４項に定める場合を除いて，公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所　在　等	登　　記	現　　況
1	(一棟の建物の表示) 所　　在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建物の名称 種　　類 構　　造 床　面　積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地　　目 地　　積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	特記事項参照

番号	特　記　事　項
1	１．敷地権の目的である土地 (1) 敷地権の目的である土地は，目的建物が存する一棟の建物及びその付帯施設の敷地として利用されている。 (2) 地積測量図を基に現地概観したところ，現況と登記は概ね符合するものと思われる。 (3) 敷地権の目的である土地の西側に自動販売機1台が置かれている外，南西端に電柱1本が存する。 ２．目的建物（対象専有部分） 建物図面を基に現地概測したところ，現況と登記は概ね符合するものと思われる。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等

位置・交通	大阪メトロ谷町線　関目高殿駅　北東方　道路距離　約350m 京阪本線　森小路駅　南西方　道路距離　約550m （別添「位置図」参照）	
付近の状況	共同住宅，店舗付住宅等が混在する地域。地域の特段の変動要因は認められず，当面現況を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	近隣商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域等
画地条件	規模	442.73㎡
	形状	不整形
	間口・奥行	間口：(南東)約6.1m，(北西)約16.9m 奥行：約23.3～31.6m
	高低差等	略等高
接面道路の状況	南東側	幅員約23.9m国道（1号線，建築基準法第42条第1項第1号）
	北西側	幅員約5.3m市道（旭区第1508号線，建築基準法第42条第1項第1号）
	接道状況	二方路
土地の利用状況等	現況	共同住宅の敷地
	南東側	道路，事業所等
	北東側	共同住宅，店舗付住宅等
	北西側	道路
	南西側	空地（8階建共同住宅の建築予定あり）
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	旧住宅地図によると，昭和39年から事業所，駐車場，住宅の敷地等として利用されていた形跡が認められたが，隣接地において工場等の記載が認められた。現在，敷地権の目的である土地及びその周辺には，土壌汚染対策法上の区域指定等は存しないが，土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには，土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	防災関連情報（洪水，土砂災害，ため池，液状化，避難所等）については，地方自治体及び国土交通省が公開しているハザードマップ等による確認が望ましい。なお，ハザードマップ等の情報は更新される場合があること，各種被害の想定区域外において被害が発生する可能性があること，想定以上の規模の被害が発生する可能性があることに注意を要する。	

2　建物の概況

（1）一棟の建物の概要

マンション名	ファステート大阪ＥＡＳＴパーレス	
建物の用途	居宅　　（総戸数60戸）	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日　（登記記載）	令和4年8月5日新築
	経過年数	約4年
	経済的残存耐用年数	約36年
構　　造	鉄筋コンクリート造11階建	
仕　　様	屋　根	陸屋根
	外　壁	タイル貼等
	その他	特になし
設　備　等	・エレベーター：1基（9人乗） ・駐車場：　3台（空き無し，月額18,000円） ・駐輪場，オートロック，宅配ボックス等	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合：　有，名称：ファステート大阪ＥＡＳＴパーレス管理組合 管理方式：　委託管理 管理会社：　株式会社ゴールドファステート 管理形態：　日勤	
管理の状況	普通	
特記事項	1. 修繕積立金（令和8年現在）：　13,430,636円 2. 大規模修繕の予定：　無し 3. 確認済証（有）・検査済証（有） 4. 一棟の建物について，建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果，アスベスト等を含有する吹付材，耐火被膜材，保温材等が使用されている可能性は低いが，成形版等にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。 なお，アスベスト使用の詳細については，専門調査機関の分析調査を要する。 5. 一棟の建物は，管理規約等により，ペットの飼育が禁止されている。 6. 一棟の建物は，管理規約等により，民泊が禁止されている。	

（2）専有部分の概要

構　　造	鉄筋コンクリート造１階建	
位　　置	6階／11階建　　（ 602号室） 開口部の方位：　南西向き　　（中間住戸）	
床　面　積	19.35㎡	
間　取　り	１Ｋ	
仕　　様	天　井	ビニールクロス等
	床	フローリング等
	内　壁	ビニールクロス等
	設　備	電気設備，給湯設備，給排水設備等
	その他	特になし
保守管理の状態	目的建物（対象専有部分）には，経年による汚損，劣化が認められた。	
管 理 費 等	管理費	5,170円（月額）
	修繕積立金	1,280円（月額）
	滞　納　額	あり　（令和8年8月7日現在） 32,250円
専有部分の利用状況等	現況調査報告書のとおりである。	
特 記 事 項	特になし	

第５　評価額算出の過程

本件においては，積算価格，比準価格及び収益価格をそれぞれ求め，試算価格を調整の上，評価額を後記のとおり決定した。

Ⅰ　積算価格の試算

建物の価格に，敷地権価格を加算して，積算価格を試算した。

１　建物の価格

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 （円／㎡） ア	専有面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格（円） （千円未満四捨五入） エ(ア×イ×ウ)
370,000	19.35	0.86	6,157,000

イ　専有面積：登記面積による。

ウ　現価率

経過年数	約4年
経済的残存耐用年数	約36年
観察減価	5%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

現価率＝｛残価率5%＋（１－0.05）×経済的残存耐用年数約36年／（経過年数約4年＋経済的残存耐用年数約36年）｝×（１－0.05）

＝0.86

※観察減価は，築浅の中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2　敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 （円／㎡） ア	個別格差 イ	地積 （㎡） ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格（円） （千円未満四捨五入） カ（ア×イ×ウ×エ×オ）
349,000	1.00	442.73	1.00	2,128 131,480	2,501,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　旭（府）5－1

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
339,000円／㎡	× 101.0/100	× 100/100	× 100/98	＝ 349,000円／㎡

◇時点修正：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：

街路（※1）	接近（※2）	環境	行政（※3）	総合（相乗積）
0.95	0.98	1.00	1.05	0.98

（※1）幅員　（※2）駅距離　（※3）容積率

イ 個別格差：

接面・方位（※4）	規模	形状（※5）	その他	総合（相乗積）
1.02	1.00	0.98	1.00	1.00

（※4）二方路　（※5）不整形

ウ 地積：登記数量を採用した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3　積算価格（敷地権付建物の積算価格）

建物価格 （円） ア	敷地権価格 （円） イ	個別格差 （階層・位置・品等） ウ	積算価格（円） （千円未満四捨五入） エ（（ア＋イ）×ウ）
6,157,000	2,501,000	1.02	8,831,000

ウ 個別格差：

階層	位置	品等程度	その他	総合（相乗積）
1.02	1.00	1.00	1.00	1.02

階　　層：6階／11階建
位　　置：南西向き，中間住戸
品等程度：普通
そ の 他：特になし

Ⅱ　比準価格の試算

基準階の比準価格 （円／㎡） ア	個別格差 （階層・位置・品等程度） イ	専有面積 （㎡） ウ	比準価格（円） （千円未満四捨五入） エ（ア×イ×ウ）
818,000	1.02	19.35	16,145,000

ア　基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し，各種補正及び価格形成要因の比較を行って，基準階の専有部分の１㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

（取引事例）

番　号	①	②
所　在	大阪市旭区高殿6丁目	大阪市都島区内代町1丁目
構　造	ＲＣ造	ＲＣ造
階	４Ｆ／１１Ｆ建	２Ｆ／９Ｆ建
面　積	約21㎡	約23㎡
建築時期	令和4年8月	令和4年4月
取引時点	令和8年7月	令和8年3月
取引形態	一般売買	一般売買
事例価格	761,000円／㎡	749,000円／㎡
その他	１Ｋ	１Ｋ

（比準表）

番号	事例価格 （円／㎡） ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 （円／㎡） （千円未満四捨五入）
①	761,000	100／100	100／100	100／92	100／100	100／100	827,000
②	749,000	100／100	100／100	100／90	100／103	100／100	808,000

事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮	基準階の比準価格 （円／㎡） 818,000

イ　個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（１３ウ）と同じ。

Ⅲ．ＤＣＦ法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物であり，その賃貸状況は標準的で妥当なものであるので，現行の賃貸条件を参考として収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に，分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して，ＤＣＦ法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し，当該物件に関する収集可能な資料には限界があり，更に競売による売却後の現実の賃貸借は，特定の当事者間の契約行為によるものであるので，必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 ＤＣＦ法による価格査定表 》

5年間の有効純収益現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末有効純収益	最終還元利回り	5年目期末売却価格	売却費用	復帰価格	複利現価率	正味復帰価値現価	
				売却価格×5%		割引率 7.0%		
ア	イ	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア＋ク)
2,365 千円 (32.6%)	577 千円	8.0%	7,213 千円	361 千円	6,852 千円	0.71299	4,885 千円 (67.4%)	7,250 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ　最終還元利回り：　後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上，上記のとおり査定した。

オ　複利現価率：　複利現価率に用いた割引率は，一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準に，対象不動産の個別性を勘案して査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》　〔単位：千円〕

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	687	687	687	687	687	687
	共益費収入	77	77	77	77	77	77
	駐車場収入	0	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0	0
	可能総収益	764	764	764	764	764	764
	空室損失	△ 38	△ 38	△ 38	△ 38	△ 38	△ 38
	貸倒損失	0	0	0	0	0	0
	有効総収益	726	726	726	726	726	726
イ 支出	維持管理費	62	62	62	62	62	62
	修繕費	15	15	15	15	15	15
	公租公課	63	63	63	63	63	63
	損害保険料	9	9	9	9	9	9
	その他	0	0	0	0	0	0
	運営支出合計	149	149	149	149	149	149
	資本的支出	0	0	0	0	0	
	総費用合計	149	149	149	149	149	149
ウ 経費率（運営支出／可能総収益）		20%	20%	20%	20%	20%	20%
エ 有効純収益		577	577	577	577	577	577
オ 複利現価率 （割引率7.0%）		0.93458	0.87344	0.81630	0.76290	0.71299	
カ 有効純収益の現価		539	504	471	440	411	

Ⅳ　評価額の決定

1　試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては，市場の取引動向・実態等を考慮して，積算価格に5%，比準価格に90%，収益価格に5%のウェイト付けを施して，端数を整理の上，下記のとおり調整した。

	占有減価前の試算価格(円) ア	占有減価 イ	試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	8,831,000	1.00	8,831,000
② 比 準 価 格	16,145,000	1.00	16,145,000
③ 収 益 価 格	―――――		7,250,000
④ 調整後の価格	15,335,000		

イ　占有減価：目的物件には，最先順位の抵当権に優先する賃借権が付着しているが，その賃貸借契約の内容は標準的であることから，減価不要と判断した。

2　評価額の判定

調整後の価格に，市場性修正及び競売市場修正を施し，さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の価格（円） ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	滞納管理費等相当額の減価 エ	その他の控除減価(敷金等) オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ－オ
15,335,000	1.00	0.80	0.99	0	12,150,000

イ　市場性修正：本件の場合は減価不要と判定した。

ウ　競売市場修正：「第２　評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ　滞納管理費等相当額の減価：代金納付に至るまでの管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

オ　その他の控除減価(敷金等)：本件の場合は減価不要と判定した。

第６　参考価格資料

１ 地価調査　旭（府）５－１

所　　在 ： 大阪市旭区大宮1丁目62番9外「大宮1-14-19」

価　　格 ： 339,000円／㎡

位　　置 ： 京阪本線　森小路駅　北西方　約500m（道路距離）

価格時点 ： 令和8年7月1日

地　　積 ： 173㎡

供給処理施設 ： ガス，水道，下水

接面街路 ： 南側15.0m市道

用途指定等 ： 商業地域（建ぺい率80%，容積率400%），準防火地域

地域の概要 ： 中低層の店舗兼共同住宅が建ち並ぶ路線商業地域

２ 固定資産税評価額　　（令和８年度）

物件１　：　78,225,000円　（持分2,128／131,480）

3,460,000円　（建物：専有部分）

第７　附属資料

１　受命物件の位置図

２　公図写

３　地積測量図写

４　建物図面・各階平面図写

５　間取略図

以　上

令和　8年（ケ）第　　２６４号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　大阪市旭区高殿六丁目６１番地５

建物の名称　　ファステート大阪ＥＡＳＴパーレス

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　高殿六丁目６１番５の６０２

建物の名称　　６０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　６階部分　１９．３５平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　大阪市旭区高殿六丁目６１番５

地　　目　　宅地

地　　積　　４４２．７３平方メートル

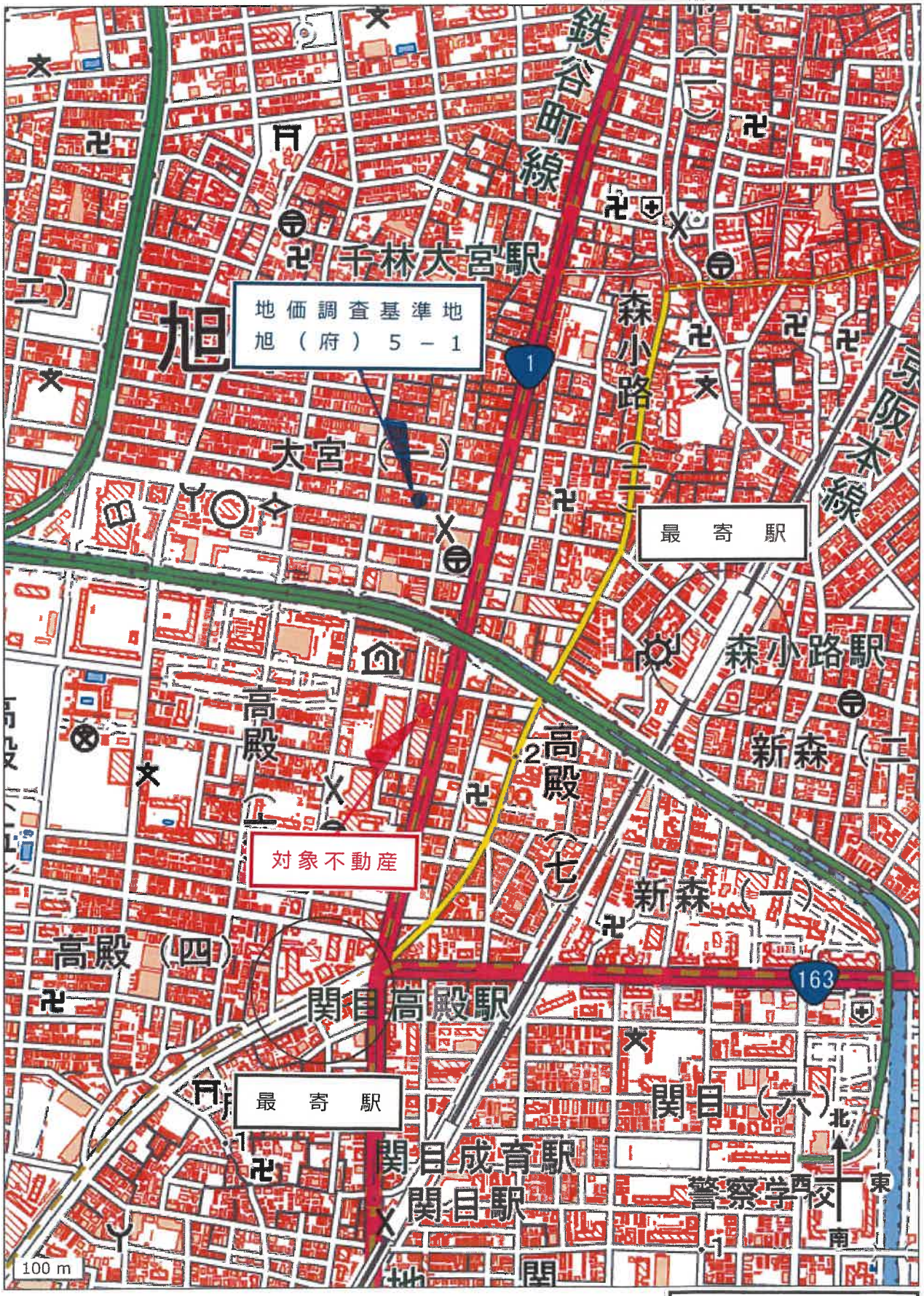
（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

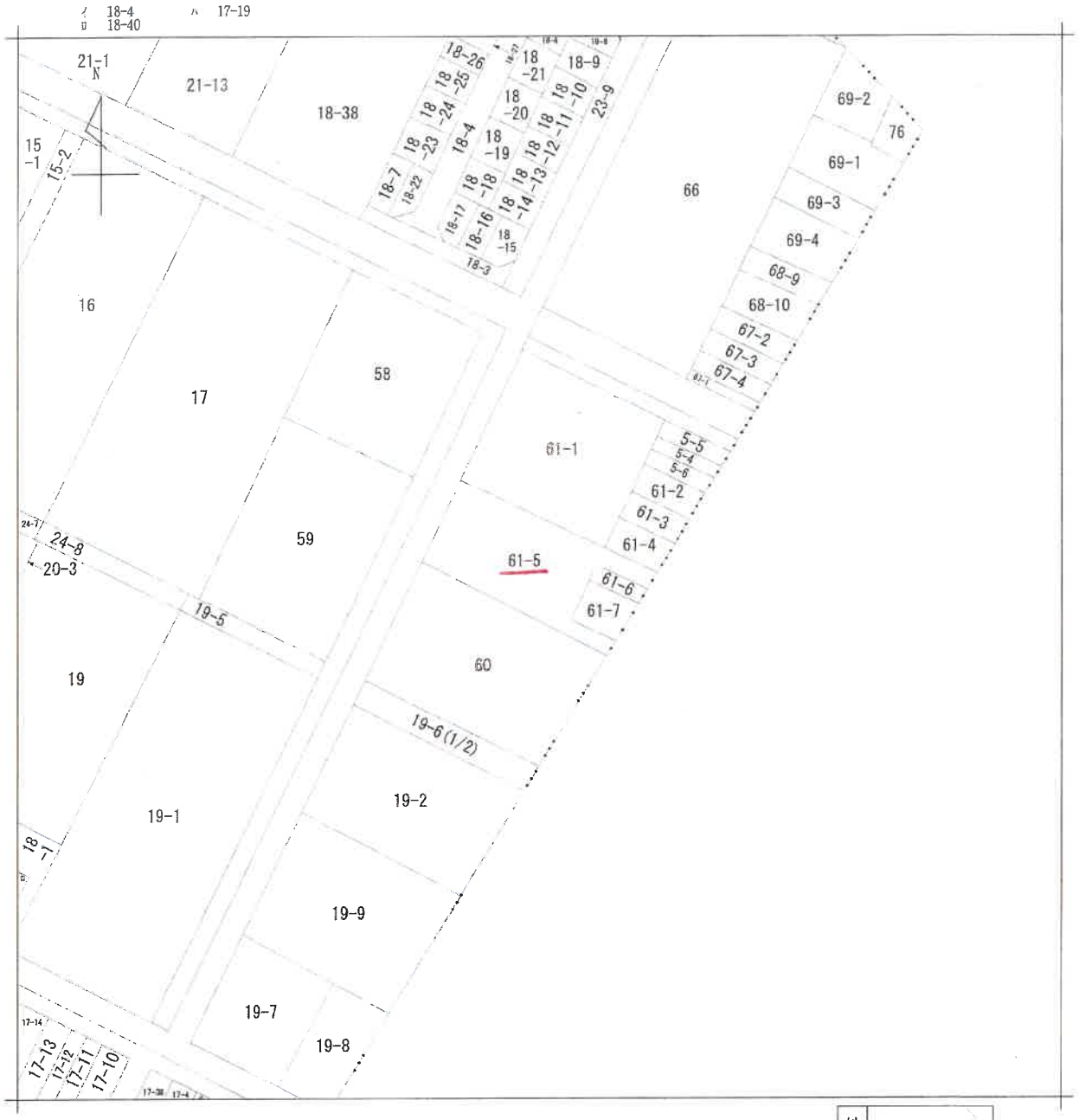
敷地権の割合　１３１４８０分の２１２８

位　置　図


地価調査基準地
旭（府）5－1
対象不動産
最寄駅
最寄駅
旭
大宮（一）
千林大宮駅
鉄谷町線
森小路（一）
森小路駅
新森（一）
高殿（一）
高殿（二）
高殿（四）
高殿（七）
関目高殿駅
関目成育駅
関目駅
関目（六）
警察学校
163
100 m
北
東
南

地理院地図

表示年月日：２０２６／０８／０６



地番区域見出	高殿６丁目

請求部分	所在	大阪市旭区高殿六丁目				地番	61番5		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）		補記事項			

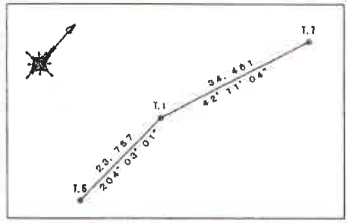
(1/1)

公　図　写
（原図縮小）

地　番	61－5
土地の所在	大阪市旭区高殿六丁目

地積測量図

基準点網図　S＝1／1000

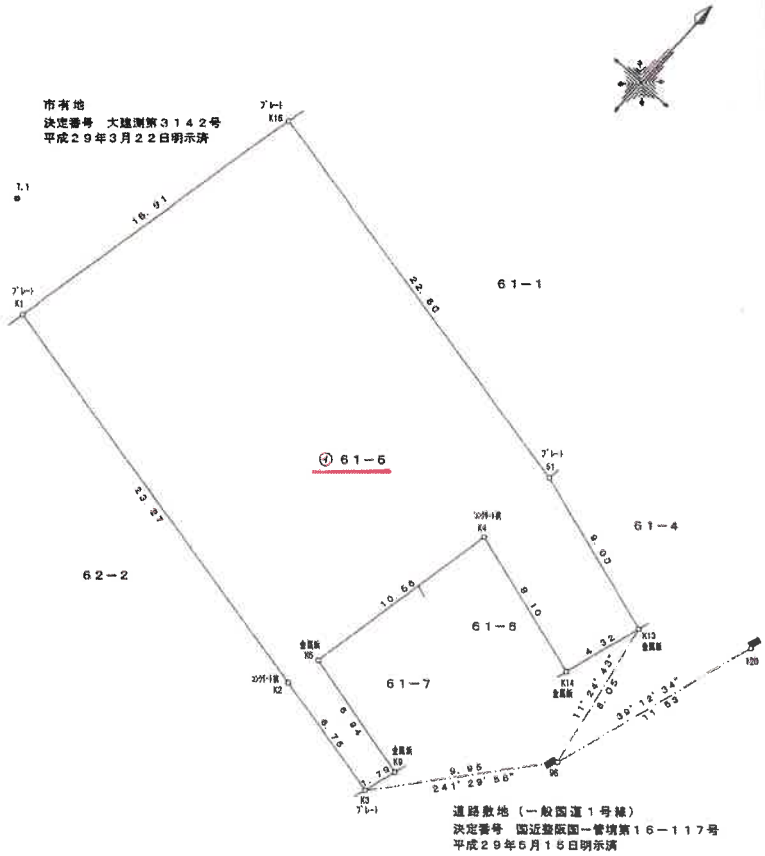


引照点・基準点座標

任意座標

点　名	X座標	Y座標	備　考
T. 1	100. 000	100. 000	多角点（金属鋲）
T. 5	78. 305	90. 318	多角点（金属鋲）
T. 7	125. 535	123. 141	多角点（金属鋲）
95	82. 353	135. 821	高水側外枠内角
120	91. 286	143. 109	高水側外枠内角

平成29年4月12日測量



求積表

地　番	㋑ 61－5			
NO	Xn	Yn	Yn+1－Yn－1	Xn・(Yn+1－Yn－1)
K1	94. 531	102. 282	－9. 794	－925. 836614
K16	108. 571	111. 714	28. 192	3060. 833632
51	95. 970	130. 474	25. 699	2465. 333030
K13	90. 240	137. 413	4. 222	380. 993280
K14	86. 881	134. 696	－9. 038	－785. 230478
K4	91. 944	128. 375	－12. 143	－1116. 475992
K5	83. 017	122. 553	－0. 170	－14. 112890
K9	78. 989	128. 205	4. 520	357. 030280
K3	77. 603	127. 073	－6. 697	－519. 707291
K2	81. 415	121. 508	－24. 791	－2018. 359265
			合　計	886. 467692
			合　計　面　積	442. 7338460
			地　積	442. 73 ㎡

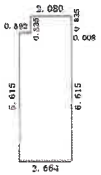
作成者	[redacted]	30年10月1日作成）	申請人	[redacted]	縮尺	1／250

地積測量図写（原図縮小）

建物図面
各階平面図

家屋番号	高殿六丁目６１番５の６０２
建物の所在	大阪市旭区高殿六丁目６１番地５

各階平面図

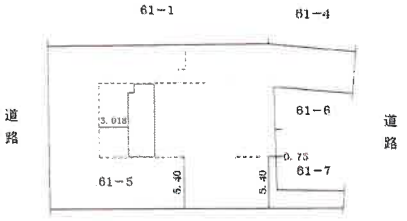


求積表

2.080	× 0.835	=	1.736800
2.664	× 6.615	=	17.622360
	計		19.359160

床面積　19.35 ㎡





建物の存する部分　6階

作成者	[redacted] 4 年 8月12日作成)	縮尺	1/250	申請人	[redacted]	縮尺	1/500

(3/3)

建物図面・各階平面図写（原図縮小）

R8ケ264

間取略図

